

行田市立図書館雑誌スポンサー制度実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、行田市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成25年行田市告示第22号。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(雑誌リストの作成)

第2条 要綱第3条の雑誌リストは、行田市立図書館（以下「図書館」という。）が作成する。

(雑誌の選定)

第3条 図書館利用者の閲覧に供される雑誌を提供しようとする者（以下「広告主」という。）は、前条の雑誌リストの中から図書館に提供する雑誌を選定するものとする。この場合において、当該雑誌リストに未掲載の雑誌を選定する場合は、図書館と協議ができるものとする。

2 同一雑誌について、複数の広告主より雑誌提供の申込みがあった場合は、原則として申込み時点における先着順とする。

(広告の規格等)

第4条 要綱第4条に規定する広告の規格及び位置等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 提供された雑誌に掛ける最新号閲覧用カバー（以下「カバー」という。）及び雑誌架への表示は、片面印刷とし、広告主の名称等を表示する。

ア カバー

(ア) 表面表示位置 カバーの表面中央部分

表示サイズ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒色

(イ) 裏面表示位置 カバーの裏面全体

表示サイズ カバーに収まるサイズ カラー印刷可

イ 雑誌架

表示サイズ 縦5cm、横19cm 地色は白色、文字は黒色

(2) 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(3) 広告内容の変更は、各雑誌年4回までとし、図書館と協議の上、変更することができる。

(4) カバーに表示する広告は、広告主が用意する。

(申込対象者)

第5条 本制度に申込みをすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 企業及び個人の事業者
- (2) 公共的団体又はこれに類する者

2 本制度に申し込む者は、市税の滞納がない者とする。

(広告内容の基準)

第6条 広告の内容は、市の品位、公共性及び公益性を損なわないものとする。ととも、市民生活に関連したものとし、次に該当するものは、広告の対象としない。

- (1) 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動及び選挙活動に関するもの
- (3) 意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公の秩序及び善良な風俗に反するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 求人広告に関するもの
- (7) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) その他館長が適切でないと認めたもの

(広告の表示期間)

第7条 広告の表示期間は、覚書による雑誌提供期間とし、受入開始の日から1年間とする。ただし、雑誌の表示期間が満了する3月前までに市又は広告主のいずれかから解約の申し出がない場合は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

(募集期間)

第8条 本制度における募集期間は、随時とする。

(申込方法)

第9条 「行田市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)」に必要事項を記入し、広告(案)、会社概要(業種等がわかるもの)を添えて、図書館に持参又はFAXの方法により提出する。

(広告主の決定及び契約)

第10条 審査結果は、「行田市立図書館雑誌スポンサー制度(決定・却下)通知

書（様式第2号）」により広告主の可否を通知する。

- 2 広告主に決定した場合は、「覚書（様式第3号）」により契約を締結する。
- 3 広告主の意思表示がなく、提供雑誌の最新号の発売日から起算して6日を経過しても提供雑誌が納入されないときは、図書館は、広告主の名称及び広告の表示をとりやめることができる。

（雑誌の納入方法）

- 第11条 広告主は、直接、雑誌納入業者に図書館に提供する雑誌を発注し、雑誌納入業者が図書館に納入するものとする。
- 2 広告主は、提供する雑誌の発売日の午前中までに図書館に納入可能な雑誌納入業者を選定するものとする。

（購入雑誌の支払い）

- 第12条 提供される雑誌の購入代金の支払いについては1年分を一括前払いとし、広告主が直接雑誌納入業者に支払うものとする。
- 2 価格変動等により雑誌の購入代金に差額が生じた場合は、広告主と雑誌納入業者との協議により精算するものとする。
 - 3 振込手数料等は、広告主の負担とする。
 - 4 広告主が提供する雑誌が、休刊、廃刊等になった場合は、図書館と協議する。

（広告主の責務）

- 第13条 広告主は、表示した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- （その他）

- 第14条 広告物の内容等に疑義が生じた場合には、図書館と広告主において協議し決定するものとする。

附 則

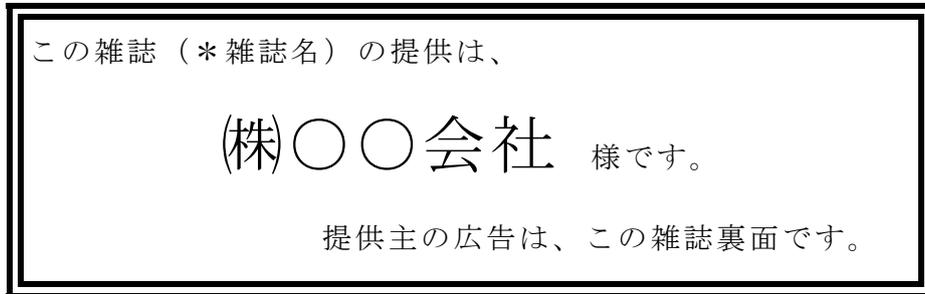
この基準は、平成25年3月1日から施行する。（平成25年2月1日図書館長決裁）

■ 広告の規格イメージ (第4条(1)ア 関係)

(ア) 広告主の表示 最新号閲覧用カバー表面の表示例

13 cm以内

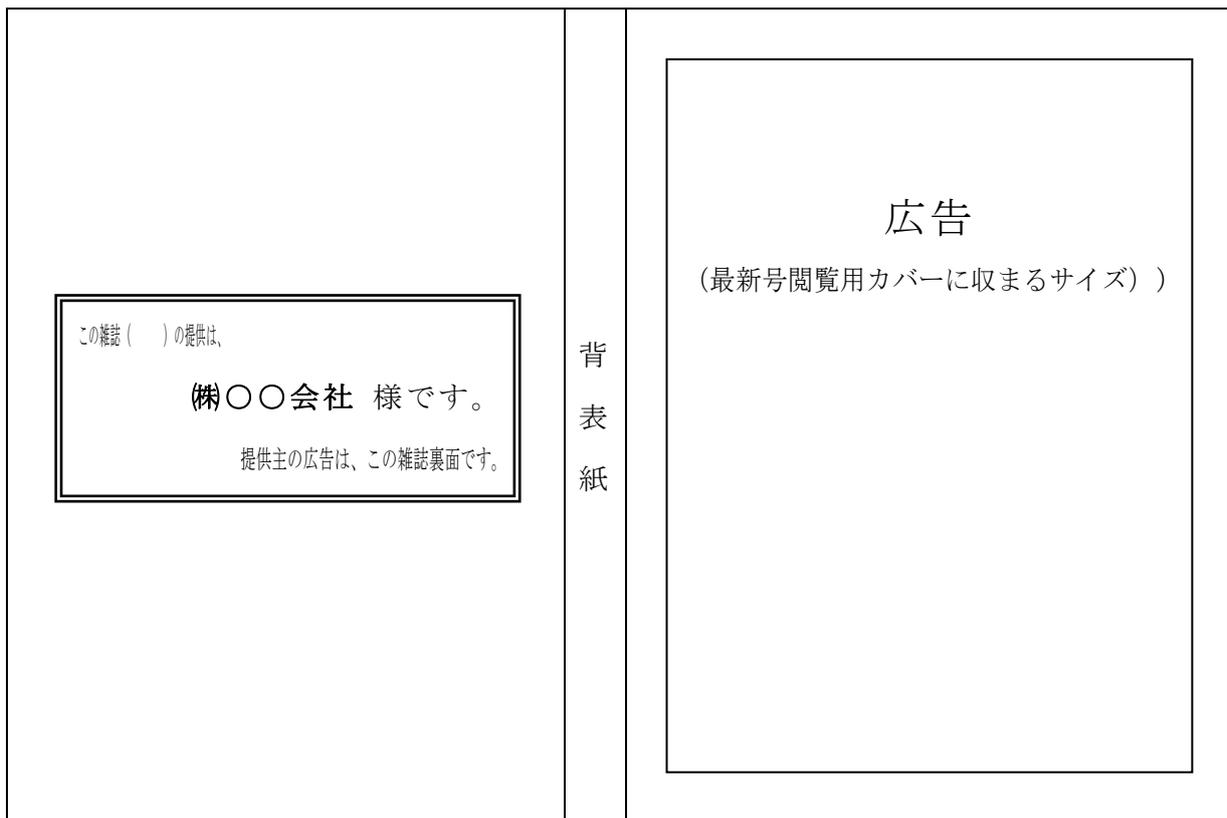
4 cm
以内



(イ) 広告イメージ 広告表示例

表面

裏面



最新号閲覧用カバー

[様式] 提供雑誌の最新号閲覧用カバー裏面に広告を1枚表示する。広告用紙は片面印刷とし、最新号カバーに収まるサイズとする。

広告の原稿は、広告主が作成する。

■ 広告の規格イメージ（第4条（1）イ 関係）

イ 雑誌架の表示例

19 cm

5 cm

